

各 (都 道 府 県
保 健 所 設 置
特 別 区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「営業届出業種の設定について」及び「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」の一部訂正について

令和 2 年 12 月 8 日付け薬生食監発 1208 第 6 号「営業届出業種の設定について」及び「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」(厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)の内容について、一部に誤り等がありましたので、下記のとおり改正します。

記

1. 令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号「営業届出業種の設定について」

箇所	改正後	改正前
別紙 1 1 2	自動販売機による販売業 <u>(5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及 び営業許可の対象となる 自動販売機を除く。)</u>	自動販売機による販売業 (自動洗浄・屋内設置、た だし、5 コップ式自動販売 機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)
別紙 2 9	無店舗により、飲食料品を 小売する営業をいう。 <u>インターネットや通信 販売のように、店頭にて客 が直接食品を購入するた めの販売設備がなく、倉庫</u>	無店舗により、飲食料品を 小売する営業をいう。 ただし、店舗によるものは 「その他の食料・飲料販売 業」に分類される。

	<p><u>等で事業者が直接食品を取扱う場合をいう。当該事業者が、伝票のみを取扱う場合は営業届出は不要。</u></p> <p>ただし、店舗によるものは「その他の食料・飲料販売業」に分類される。</p>	
別紙2 12	<p><u>自動販売機による販売業（5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）</u></p>	<p>自動販売機による販売業（自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）</p>
別紙2 12	<p><u>自動販売機により食品を販売する営業をいう。（5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）</u></p>	<p>店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機（包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。</p>